

### 1 はじめに

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年）及び「高島町いじめ防止基本方針」（平成29年4月）に基づき、本校におけるすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ等の防止を含め、望ましい成長支援を目的に策定する。

この方針は、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」「早く発見し、対応すればより良く解決する」という基本認識に立ち、本校の生徒が安心・安全・安定した学校生活を送ることができるよう、以下に掲げる「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示すものである。

### 2 いじめの問題に対する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

いじめとは、本校に在籍する生徒に対し、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) いじめの判断

けんかやふざけ合いであっても、相手が心身に苦痛を感じた行為であれば「いじめ」である。学校では、いじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、いじめの定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守りきるという立場に立って事実関係を確かめ、対応する。

#### (3) いじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視される。
- ③ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられる、金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンやスマホ等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等

### 3 いじめ防止のための基本事項

#### (1) 危機管理意識の向上

「いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうる。どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。」という認識のもと、生徒理解の感度を高めるとともに、教職員間の情報交換に努める。

#### (2) 対応組織

担任等が一人で抱え込まず、報告・連絡・相談を確実に言い、学校の指導方針を明確にして組織で対応する。

いじめ対策に同一歩調で取り組み、チームで対応する。学級や部活動で起きていることを共有し、担任、顧問を学年や学校全体でフォローする。問題解決までの過程を明確にするとともに、指導後の経過を観察し、変容を見届ける。継続的な支援により再発防止の取り組み、経過は時系列で記録に残す。

いじめの相談・通報窓口としての機能を果たし、いのちの教育、いじめ防止の取り組み全般について学校評価を行い、その結果を保護者や地域に提供し協力を得る。

## ① 定例

### ア 主任会

週1回開催、会議を時間割に位置付ける。(校長、教頭、主幹教諭、教務主任、各学年主任、養護教諭等)

いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と共有を行う。

### イ いじめ防止対策委員会(教育相談委員会)

週1回開催、会議を時間割に位置付ける。(校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、教育相談部長、各学年教育相談担当者、(担任)、養護教諭、教育相談員、S C等)

#### 主な業務

- ・ 基本方針に基づく取組の実施や具体的計画の作成・実行・検証・修正等。
- ・ 生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を提供。
- ・ いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供。
- ・ いじめのサインを察知した場合、情報の迅速な共有、対応方針の決定。  
(生徒への事実確認(複数)、いじめの認定、設置者へ報告、保護者との連携等)  
(被害者、周囲にいる者、加害者への聴取。被害者への支援、加害者への指導等)  
(周囲の生徒への指導。傍観者への指導等)  
(保護者との連携(被害者の保護者、加害者の保護者との連携))  
(高島町教育委員会、南陽警察署生活安全課、児童相談所、医療機関等との連携)  
(全校生への再発防止指導)

## ② 緊急対応会議

いじめの疑いに関する情報があった時に開き、事案に応じて、調査班や対応班等を編成し対応する。(校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭等)

※ 必要に応じて、部活動顧問、スクールカウンセラー、高島町教育相談員、町教育支援センター相談員、町指導主事、S S W C等も出席する。

## (3) 生徒が主体的に取組む活動の活性化

生徒会や学級等で、生徒の目線でいじめについて考え討議する場を設定し、いじめを許さない雰囲気醸成する。

## (4) 家庭や地域、関係機関との連携

状況に応じて適切に情報を共有し、保護者や地域、関係機関と連携を図りながら、いじめの予防や解決にあたる。

## (5) 自尊感情と共感性を育む教育活動の推進

「わかる授業づくり」や学級経営の充実、生徒指導の実践上の視点(自己存在感の感受、自己決定の場の提供、共感的な人間関係の育成、安全・安心な風土の醸成)人権を尊重した指導を重視する。正義感や自尊感情、共感性を育むため、学び合いの授業、体罰・暴言の禁止、道徳及び学級活動の充実を推進する。

## 4 いじめ防止のための取組み

### (1) 未然防止

#### ① 生徒に対する取組み

いじめ防止の基盤は、いじめを「しない・させない・許さない」心情や態度を育む。学校教育活動全体を通して、規範意識を醸成し、自浄能力を持つ集団を育成する。

「いじめを傍観せず、苦しんでいる仲間を助けようとする心を育む。」

「いじめは許されないという意識を高める。」

- ア 生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級・学年の一員として実感できる学級・学年経営を行う。また、社会生活のルールを守るといった規範意識の醸成に努めるとともに、自浄能力を持つ学級・学年集団を育成する。
- イ 各教科、道徳の時間及び特別活動、総合的な学習の時間等の充実を図り、思いやりの心や一人一人がかけがえのない存在であるといった「いのち」の尊さを育む。
- ウ いじめ防止に資する、生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

## ② 教職員の取組み

生徒一人ひとりの居場所をつくり、変化を見逃さないよう観察を徹底する。教職員自らの人権感覚を磨き、問題を抱え込まず即座に共有・報告する。

- ア 生徒一人一人が居場所を感じられる教育活動に努める。
  - イ 思いやりの心や「いのち」の尊さを育む各教科・道徳教育や特別活動、総合的な学習の時間を充実させる。
  - ウ 「いじめは絶対許さない」という姿勢で諸活動に取り組む。
  - エ 生徒の変化に気づくことができるよう、よく観察する。
  - オ 生徒、保護者の話を親身に聞くとともに、地域の方々や関係機関からの情報収集に努める。
  - カ いじめの構造やいじめ問題の対処等に関する理解を深める。
  - キ 教職員自らの人権感覚を磨き、担任力を高める。
  - ク いじめに関するアンケート調査や教育相談を実施し、生徒の様子について教職員全体で共有する。
  - ケ 生徒や保護者が相談しやすい教育相談体制を充実させる。
- 問題を一人で抱え込まずに、同僚への相談協力を求めるとともに、学年主任や生徒指導主事、管理職への報告を確実にを行う。

## ③ 保護者・地域に対する取組み

学校は、地域・家庭と連携し、交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育むとともに、「人とかかわる楽しさ」「人のために役に立つ喜び」を実感できるようにする。

子の教育について第一義的責任を有している保護者とともに、子に規範意識を養うように努める。

子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。子がいじめの加害者となった時は、いじめ行為を行わないよう指導する。

学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

- ア 学校・家庭・地域・関係機関の連携を強化する。
- イ 生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に連絡、相談するようお願いする。

## ④ SNS上のいじめに対する取組み

SNS上のいじめとは、スマホやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、SNS上の掲示板等に特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込み、画像や動画を掲載、メールを送るなどの方法により、いじめを行うものである。

SNSやオンラインゲーム等での誹謗中傷に対し、情報の保存や外部機関（南陽警察署等）との連携を迅速に行う。情報モラル教育を推進し、家庭でのルールづくりを啓発する。

- ア SNS上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- イ 書き込みへの対応は、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。書き込みの削除や書き込んだ者への対応は、書き込みの内容に応じて、南陽警察署生活安全課等、外部機関と迅速に連携して対応する。
- ウ 情報モラル指導を推進する。具体的には、SNS上のトラブルやいじめの実態に即した指導を実施する。また、「情報の受け手」「情報の発信者」として、情報端末使用に係る規範意識の醸成を図る。
- エ 家庭、PTAとの連携を図る。各家庭のSNSの利用状況を把握に努め、SNS依存等の弊害や危険性について理解を深める。また、家庭におけるルールづくり等、SNS上のいじめの未然防止に向けた対応を推進する。

## ⑤ SC、SSWCとの連携

## 5 いじめ認知時の対応

### (1) 早期発見

- ① いじめ発見調査アンケート（6月、11月）、Q-U（年2回）の定期的な実施。
- ② さわやか生活アンケートの実施と集約をもとにした職員間の情報共有と全職員による見守り。
- ③ 日頃からのきめ細かい観察と個人面談（二者面談：年2回 三者面談：年1回）の実施。
- ④ 主任会、教育相談委員会の毎週開催。

### (2) 具体的取組み

「見えるいじめ」を見逃さない工夫とともに、「遊び」や「ふざけ合い」を装った「見えにくいいじめ」の存在を常に念頭に置く。特にSNS上の兆候は家庭での変化に現れやすいため、保護者との連携を密にする。

#### ① 見えるいじめを見逃がさない努力と工夫

- ア 週1回の「主任会」等で生徒の様子について情報を共有する。
- イ 学校生活アンケート調査や教育相談を活用し、生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努める。
- ウ 気にかかる生徒に、積極的に声がけを行い、共感的に接する。
- エ 誰でもいじめに係る相談ができる体制を整え、相談することの大切さを指導する。
- オ 生徒や保護者の訴えを親身に聞き、悩みや苦しみを受け止め、いじめから守るという姿勢を持って対応する。
- カ いじめに関する情報を受けた教職員は生徒指導主事（もしくは管理職）に速やかに報告するとともに、常にチームで対応する。
- キ いじめを見たら教職員や友人、保護者に知らせることを日常的に指導する。

#### ② 見えにくいいじめに気づく努力と工夫

- ア いじめは大人の見えないところで行われている。（大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている場合が多い）無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態等があることを念頭に置き、早期発見に努める。
- イ いじめられている本人からの訴えは少ない。いじめられている生徒には「親に心配をかけたくない」「いじめられている自分はだめな人間だ」「訴えても大人は信用できない」「訴えたらその仕返しが怖い」等の心理が働くことを念頭に指導・支援する。
- ウ SNS上のいじめは最も見えにくい。SNS上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど見えない。家庭において「普段と様子が違う」「SNS等への対応が変わった

ようだ」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校に連絡するよう依頼する。

### (3) 早期対応

#### ① 迅速な事実確認・報告・相談

いじめに係る相談を受けた場合は、自尊感情やプライバシーに配慮しつつ、すみやかに正確な事実の把握と確認を行う。

#### ② 発見・通報を受けての組織的な対応

いじめの事実が確認された場合は、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を行う。また、相談や訴えがあった場合は、真摯に受け止め丁寧に聞き取りを行うとともに、いじめの疑いがある場合は、即座に情報を共有し、学校の指導方針を明確に持ち組織で対応する。

いじめ事案に関する「緊急対応会議」を開催し、学校として組織的に調査し対応する。

校長、教頭、主幹教諭

- ア 方針の明確化
- イ 組織の明確化
- ウ 校内研修の充実
- エ 保護者面接（必要な場合）
- オ SC・外部機関との連携
- カ マスコミ対応

生徒指導主事

- ア 情報の収集・集約
- イ 指導・支援の指示
- ウ 学年間の情報共有
- エ 生徒指導（事情聴取・説諭）
- オ 保護者面接（必要に応じて）

学年主任

- ア 担任の支援
- イ 生徒指導（事情聴取・説諭）
- ウ 保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問）
- エ 保護者面接
- オ 事後の生活見届け・個人と集団への指導

担任

- ア いじめの早期発見・事実確認
- イ 管理職・対策委員会への報告
- ウ 生徒指導（事情聴取・説諭）
- エ 保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問）
- オ 保護者面接
- カ 事後の生活見届け・個人と集団への指導

養護教諭

- ア 生徒来室状況や会話等の情報提供
- イ 欠席状況の把握と情報提供

SC・教育相談員

- ア 必要に応じて被害・加害生徒へのカウンセリング
- イ 対応等に対する助言や支援
- ウ 必要に応じて、高島町役場、民生児童委員、児童相談所、南陽警察署警察生活安全課、医療機関等への参加の要請

### ③ 被害者およびその保護者への対応、支援

自尊感情やプライバシーに十分配慮しながら共感的に受け止める。生徒には、秘密や安全を守り、信頼できる人（友人・教職員・家族等）と連携して、支える体制を作ることを伝える。

また、迅速に保護者に事実関係を伝えたり、丁寧に指導の方向性を説明したりしながら、共に解決に向かえるようにする。

被害生徒が心の傷を治せるよう丁寧に接し、安心感が得られるよう励まし支える。被害生徒が安心して落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、SC等の専門家の協力を得る。

事実関係について、迅速に被害生徒並びに加害生徒の保護者に伝え、再発防止と関係改善について連携を図る。

- ア 誰が誰をいじめているのか。
- イ いつどこで起こったのか。
- ウ どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。
- エ いじめのきっかけは何か。
- オ いつ頃から、どのくらい続いているのか。

### ④ 加害者及びその保護者への対応

いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、行為の責任を自覚させるとともに、その背景にも目を向け、加害生徒の心や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。事実確認後は、迅速に保護者に連絡し、以後の対応について協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

加害生徒に対しては、「いじめは絶対許さない」という姿勢で臨む。いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせ、いじめをやめさせる。いじめてしまう気持ちを振り返るとともに、今後の生き方を考えさせ、人格の成長を促す。

事実関係について、迅速に被害生徒並びに加害生徒の保護者に伝え、再発防止と関係改善について連携を図る。

- ア 誰が誰をいじめているのか。
- イ いつどこで起こったのか。
- ウ どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。
- エ いじめのきっかけは何か。
- オ いつ頃から、どのくらい続いているのか。

### ⑤ 集団への指導

事実関係を早急に把握する。被害生徒・加害生徒だけでなく、周囲にいる者を含め構造的に問題をとらえる。

いじめに加担していなくとも、同じ集団に属している生徒に対しては、いじめに対する認識を深めさせ、いじめを根絶しようとする態度を行き渡らせるように指導する。また、被害・加害の当事者を含む集団として望ましい方向に向かうよう関係の修復に注意を払いながら状況把握を継続して行う。

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。いじめは許されない行為であり、防止しようとする態度を行き渡らせるように指導する。

### ⑥ SNSいじめへの対応

SNS上の不適切な書き込みや誹謗中傷等のいじめが確認された場合は、当事者およびSNS管理者、警察等と連携して削除を求めるとともに、事実を確認し、他のいじめ同様に必要な指導を行う。また、生徒および保護者に対し情報モラル等、啓発・研修の機会を設け未然防止に努める。

## 6 重大事態

### (1) 重大事態の見極め

いじめにより、生徒等の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対応、発生防止に資するために調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を実施し、重大事態か否かを判断する。

ただし、生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったと言う申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして調査・報告に当たる。

「重大事案と想定されるケース」

- ア 生徒が自殺を図った場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合等（年間30日以上 of 長期の欠席を含む）

### (2) 具体的対応

#### ① 重大事態ではないと判断した場合

- ア 「いじめ防止対策推進法第23条」に従い、3～6項について確実に実施する。
- イ いじめ防止対策委員会による組織的な即時対応による収束に向けた取組を実施する。

#### ② 重大事態や重大事態と疑いがあると判断した場合

- ア 校長は、直ちに高畠町教育委員会へ報告する。
- イ 高畠町教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織（重大事態対策委員会）第三者による調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ウ 高畠町教育委員会（設置者）による指示を仰ぐ。
- エ 学校が調査を行う場合は、高畠町教育委員会の指導及び支援を受けてかつ適切に行う。その結果を高畠町教育委員会に報告する。初期調査は学校及び高畠町教育委員会が速やかに行う。
- オ 重大事案が、生命、身体、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、直ちに南陽警察署生活安全課生活安全課に通報する。
- カ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切な情報提供を行う。情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- キ 調査結果を踏まえ、必要な措置を実施する。
- ク 重大事態に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等、必要に応じ、高畠町教育委員会、南陽警察署生活安全課、児童相談所、置賜教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。
- ケ 再発防止に向けた継続的な指導及び支援を行う。

## 7 いじめの解消

発生したいじめが解消したと判断するには、以下の2つの要件が満たされている場合とする。

- (1) いじめに係る行為が相当の期間止んでいること。  
(相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする)

- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※ これら要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断していく。

## 8 教育的諸課題から配慮すべき生徒への対応

### (1) 発達障がいを含む、障がいのある生徒

教職員一人ひとりが、障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の教育指導計画を活用した情報を共有し、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導と支援を行う。

### (2) 海外から帰国した生徒や外国人、転入生徒

言語や文化の違いにより、学校での学びにおいて困難を抱えることが多いことに留意し、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

### (3) 性同一障がいや性的指向・性自認に係る生徒

教職員の性同一性障害等の理解を促進するとともに、日頃から生徒理解の視点を重視し、学校としての必要な対応のあり方について共有しながら支援を行う。

### (4) 被災生徒

被災生徒が心に受けた心身への多大な影響や慣れない環境に十分配慮し、当該生徒への心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒へのいじめの未然防止と早期発見、支援を行う。

### (5) 病気や感染症等に関わる差別・偏見等の防止

病気や感染症に対する正しい理解を促進していくとともに、思いやりの気持ちをもって接することの大切さを指導しながら、学校全体で注意深く見守りながら支援を行う。

## 9 校内研修

### (1) 生徒指導研修会（いじめ予防・防止に関する研修会）

いじめに関する情報の収集及び周知に努め、全職員が常にいじめ等に敏感にそして速やかに対応できる環境づくりに努める。

### (2) Q-U等の活用

SCと共に分析を行い、いじめ等の生徒指導上の諸問題等に関する校内研修会を年間計画に位置付けて実施する。

### (3) 特別支援教育力向上のための研修

## 10 点検・評価と不断の見直し

本方針に基づき実践を行うとともに、以下の観点について評価を行い、具体的で実効的な指針となるように絶えず修正を図る。

- (1) 本方針に基づき、いじめへの対処方針や指導計画が明確になっているか。
- (2) 本方針に基づき、いじめに対する取り組みが計画通りに進んでいるか。
- (3) 生徒が発するいじめのサイン等を見逃さず、いじめの早期発見に努めているか。
- (4) いじめ防止に関する研修に取組み、日々変化するいじめの態様の理解を進めているか。
- (5) 本方針について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。

付記

平成31年4月1日 策定

改訂

令和3年4月1日 一部改訂

令和7年4月1日 一部改訂

令和8年4月1日 一部改訂